明るく落ち着いたスペースで保育を行います。

いたる通信 60 春号

ITARU CENTER

目次 contents

01 ピヨピヨおうちえん
02 すまいる高井戸 虐待防止委員会
03 イタール成城 さんまるしぇ
04 PuKu PuKu にぎやかな風 いたる賛助会

待機児童の解消に向けて

～事業所内保育事業、4月より一般児童受け入れ開始～

うららかな春の日差しが心地よいこの頃、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また常日頃は多大なるご支援をいただき、誠に有難うございます。

新たな年度を迎えるとともに、この4月1日には小規模型事業所内保育A型の認可を受けた「ピヨピヨおうちえん」が杉並区上荻に開設、0歳児から2歳児の乳幼児を12名お預かりできるようになりました。

社会福祉法人いたるセンターでは、社会的課題となっている待機児童問題の解消を見据えるとともに、福利厚生の充実を図るため、平成26年4月に職員の子弟を対象とした事業所内保育所を立ち上げました。この施設整備および運営は、「地域における公益的な取り組みを実施する」社会福祉法人の責務として、行政の助成に頼ることなく進めてまいりました。

こうした地道な活動が実を結び、杉並区の「事業所内保育事業」公募によって選定され、めでたく認可・開設にこぎつけた次第です。

特筆すべきは、定員12名中9名の地域枠を設け、地域の待機児童の解消に貢献できることにあります。人材確保がますます困難化している保育士も、2年間の実績を積むなかで広げたネットワークを活かし、優秀な職員が揃いました。

所在地は、障害者グループホーム（共同生活援助）が併設された「イタール上荻」の1階で、近隣には杉並区立たんぽぽ公園があります。新築の鉄筋コンクリート造・3階建て、震度7に耐え得る構造ですから安全です。

「揺りかごから墓場まで」の福祉サービスの提供を目指してきた社会福祉法人いたるセンターにとって、「揺りかご」の部分をはじめて公的に担う保育事業。地域福祉ニーズに応えるとともに、さまざまな社会的課題を解決すべく、法人と職員が一丸となり、チャレンジし続けてまいります。

今後ともご支援ご助力を賜りますよう、お願い申し上げます。

社会福祉法人いたるセンター
理事長　谷山　哲浩（たにやま　てつひろ）

いたる賛助会入会のご案内

「いたる賛助会」では「いたるセンター」の活動を支援していただける方を募集しています。

「幸せな地域社会を作りたい」がこの会設立の趣旨であります。

年会費　1口5千円（何口でも可）

郵便振り込み　00110-7-12892

問 3392-7346　事務局　山本まで

パン工房の二次加工場及び販売の拠点として再スタート

パン工房PukuPuku　店長　池田（いけだ）　史暢（あやのぶ）

にぎやかな風、再スタート

～パン工房PukuPukuの出張所として～

JR中央線阿佐ケ谷駅高架下の補強工事に合わせ、一時的に休業しておりました「にぎやかな風」が、パン工房プクプクの就労継続支援A型の出張所として再スタートいたしました。

これまで阿佐谷福祉工房の生活介護の出張所として運営していましたが、パン工房プクプクのご利用者様の定員増にともない、調理パンの素材を製造する二次加工場および販売拠点として新たに活用することになります。南荻窪の店舗兼厨房だけでは、スペースの制約によって事業開始時に計画された定員20名をすべて受け入れることができず、障害者の自立に向けた就労支援事業としての本来の役割を果たし切れませんでした。

しかしながら、今回のにぎやかな風の活用により、製造拠点と販売拠点を二分化・二元化することで、ご利用者様の障害特性に合わせた「自立して働ける場」の提供と「安定した支援活動」が行えるとともに、その味と品質の高さで地域に愛され親しまれてきたプクプクブランドの拡販を、さらに充実させることが可能となります。

さらに、商事部門との協力・連携体制をシフトし、外販の強化に努め、ご利用者様の工賃アップに貢献します。

高架下の補強工事を終えた店舗の外装

【いたる賛助会】より

皆様の温かいご支援をお願いいたします

いたる賛助会は、いたるセンターの行う福祉活動を支援するとともに、地域に密着した活動を中心に据え、地域に生活する障害者（児）の福祉の向上を目的として、平成11年に発足しました。

会員の方々は、いたるセンターの施設・サービスのご利用者様のご父兄や地域の皆様、ご賛同いただいた企業・団体が中心となっています。

集められた会費は、主にグループホームの設立や運営をはじめとする、いたる事業支援費として地域福祉の向上に充てられます。

いたる広報委員
発行責任者＝谷山　哲浩
社会福祉法人いたるセンター
〒167-0032
東京都杉並区天沼1-15-18
TEL：03-3392-7346
FAX：03-3391-8039
Eメール：info@itarucenter.com
HP：http://www.itarucenter.com/
発行日／平成28年4月1日

ご意見・ご感想がございましたら、上記のFAX、Eメール等でお声をお寄せ下さい。
いたる広報委員まで。

杉並区障害者地域相談支援センター高井戸（すまいる高井戸）

センター長　春山（はるやま）　陽子（ようこ）

障害者差別解消法について

障害のある方達が差別や虐待から守られ、地域で自立した生活が送れるように、また障害のある人もない人もその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をめざして、障害者差別解消法（正式名称　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が4月1日からスタートします。

平成18年国連で障害者権利条約が採択され、日本は障害者基本法などの国内法を整備し、それを具体化する法律として障害者差別解消法が作られました。平成26年1月に国会の承認を経て、国連に権利条約を守ると約束しています。

この法律でいう障害者は、障害者手帳の所持者だけでなく、精神障害（発達障害も含む）や身体障害や知的障害、また社会のバリアにより日常の生活に多くの制限を受けている人などが対象です。また守らなければならない対象は、国・東京都などの都道府県・杉並区などの市町村などの役所や会社、店など同じサービスをくりかえし継続する事業者です。

内容は、正当な理由がないのに、障害を理由として差別をすること（不当な差別的取り扱い）の禁止と社会の中にあるバリア（社会の障壁）を取り除くための対応を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮の提供）を求めています。筆談や書類のよみあげ、絵カードや写真の活用などのコミュニケーションでの配慮、建物などの段差の解消や手助け、わかりやすい情報提供の配慮など多くの配慮が考えられます。

杉並区では職員の対応マニュアルを作成し、相談窓口を保健福祉部施策課に設置します。また区内における取組みを円滑におこなうため、障害者差別解消支援地域会議を設置します。区や事業所、すまいる高井戸での詳しい取り組みはまた次号で紹介します。

＜この法律で守らなければならないこと＞

	不当な差別的取り扱い	障害者への合理的配慮
国の機関 区役所など	禁止	法定義務
民間事業所	禁止	努力義務

虐待防止委員会

委員長　阿久津（あくつ）　庄司（しょうじ）

虐待防止ゼロ宣言について

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、障害者の権利や尊厳が法律上守られるようになりました。法人でも各事業所単位でマニュアルの作成や、チェックリストの実施などに取り組んできましたが、今年度より、虐待防止委員会を立ち上げ、法人を挙げて虐待防止に取り組むという姿勢を打ち出しました。

その第一弾が先の職員研修で発表した「虐待ゼロ宣言」です。毎月各事業部のコアメンバーが集まり内容を議論して作成し「身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待」の5つの内容に加え、具体的な取組みとして「虐待をしない・させない・見逃さない」を掲げ、ご利用者様の障害特性の理解、ストレスをため込まない職場環境づくり、風通しの良い職場づくりを目指します。

今後は、セルフチェックの定期的な実施と分析、職員の相談窓口設置、研修の実施など、引き続き委員会から様々な発信をしていきます。

≪虐待ゼロ宣言≫

私たちは、以下の虐待をしません。

1．身体的虐待
2．性的虐待
3．心理的虐待
4．放棄・放置
5．経済的虐待

平成28年2月13日
社会福祉法人いたるセンター

私たちは、“虐待ゼロ”社会の実現に向けて、以下のことに取り組みます。

「虐待をしない」

ご利用者の障がい特性を理解し、適切な支援を行なうよう自己研鑽に努めます。障がい故にうまくできないことを「わがまま」、「やる気がない」で片付けないよう障がい理解に努めます。

「虐待をさせない」

職員がストレスをため込まない職場環境づくりを目指します。
気持ちに余裕をもって支援できるようなチームづくりを目指します。

「虐待を見逃さない」

職員同士が切磋琢磨し合える、風通しの良い職場づくりを目指します。長所は認め合い、短所はアドバイスを素直に聞き入れ改善する職員関係を築き、不適切な支援は即座に改めます。

平成２８年２月１３日
社会福祉法人いたるセンター
虐待防止委員会

イタール成城

開設一年、一体型運営のあゆみ

グループホーム　バンブル
サービス管理責任者　小林（こばやし）　香織（かおり）

平成27年4月、「生活介護事業所」「短期入所事業所」「共同生活援助事業所」の3事業所が同じ建物内でサービスを提供する「イタール成城」が開設しました。

当施設の特徴は、多くの職員がこの3事業所での勤務を横断的に行う「一体型運営」で、法人の目指すべき先駆的事業所として運営を進めてきました。

「生活介護事業所」では、アートや音楽の力を活かした先進的な活動を行うとともに、今期からは近隣の耕作地をお借りし、農作業にもチャレンジしていきます。また、「短期入所事業所（みつばち）」では、医療的ケアの必要なご利用者様の受け入れを段階的に行い、地域福祉ニーズに応えるべく体制を整えました。

今回は、「共同生活援助事業所（バンブル）について報告します。

グループホーム「バンブル」は定員10名の2ユニットからなるホームです。

特徴の1点目がユニット分けの方法を機能別にした点にあります。車椅子での生活が基本になる方とそうでない方とで別れています。そのために男女混合のユニットとなっていますが、直接的な支援は同性介助になるので、職員も男女がバランスよく関わる必要があります。

グループホームは生活の場なので、男性ならではの視点・女性ならではの視点それぞれがバランスよく必要となります。まだその活用が不充分な点もありますが、強味として主張できるよう取り組んでいきたいと思っております。

特徴の2点目は施設全体の中で「一体型運営」にある点です。一体型運営の中では関わる職員の延べ数が多くなるため、情報共有の徹底が大きな課題となります。しかし、職員の急な休みが生じても助け合えたり、緊急事態が起きた場合でも助け合える利点もあります。

関わる職員が多くなることはご利用者にとってストレスが高くなるとも考えられますが、長い目で見れば、自分のことを理解し助けてくれる人が多く存在することは何よりの「財産」であるとも言えます。ご利用者様の財産となるべく今後の運営をより強化していきたいと思っています。

明るく開放感あるプライベートルーム

福祉ショップ　さんまるしぇ

目黒区独自事業としての福祉ショップの役割

マネージャー　鈴木（すずき）　健（たけし）

目黒区は、当時運営していた「にぎやかな風」の販売ノウハウを活かすべく、福祉ショップ「さんまるしぇ」の指定管理事業をいたるセンターにお任せいただいてから本年で5周年を迎えます。

目黒区内にある各福祉施設で作られた自主生産品の販売を通じて利用者様の工賃アップを図る事と、地元における各施設の認知度向上を目的としてスタートした福祉ショップ「さんまるしぇ」ですが、日常的に販売されるパン、弁当、菓子の他、毎月開催される個別施設のフェアで雑貨の販売にも力を入れ、各施設平等に工賃アップを図っています。

また、喫茶の収益は毎週利用者様によって行われているチラシのポスティング代金等工賃アップに繋げています。

目黒区内各施設の自主生産品がずらり並んでいます。